

## ISO 45001 及び関連規格の JIS 化の状況

一般財団法人 日本規格協会

ISO 45001, ISO/IEC TS 17021-10 の翻訳 JIS に加え、これらを補完する JIS Q 45100(仮番)、JIS Q 17021-100(仮番)は、厚労省に 6 月 4 日申出し、今後、意見広告 (6/8~8/6, e-GOV 掲載), JISC の審議・答申を経て、9 月~10 月に公示の見込みである

### JIS 化の状況

ISO 45001 関連の JIS は当初の 8 月公示予定から遅延し、9 月~10 月に公示の見込みである。

3 月の IS 発行を踏まえて、下のような 4 つの関連 JIS を厚労省に 6 月 4 日申出した。

- ・関連する JIS

JIS Q 45001	労働安全衛生マネジメントシステム—要求事項及び利用の手引
JIS Q 45100 (仮番)	労働安全衛生マネジメントシステム—要求事項及び利用の手引 —安全衛生活動などに対する追加要求事項
JIS Q 17021-10	適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第 10 部：労働安全衛生マネジメントシステムの審査及び認証に関する力量要求事項
JIS Q 17021-100 (仮番)	適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第 100 部：労働安全衛生マネジメントシステムの審査及び認証に関する追加の力量要求事項

### 【JIS 開発背景の補足説明】

・ ISO 45001 は各国の法令等の状況に応じて柔軟に適用できるように作られているため、JIS Q 45001 の要求事項には、厚労省の “労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針” にある、安全衛生活動等などが明示的には含まれていない。これを補うため、JIS Q 45100 (仮番) では日本の国内法令との整合性を図り、安全衛生活動、安全衛生管理体制などを盛り込み、JIS Q 45001 と一緒に運用することによって、労働災害防止及び健康確保のために実効ある労働安全衛生マネジメントシステムを構築することを目的としている。

・ ISO/IEC TS 17021-10 を踏まえて追加の力量要求の必要性を検討した結果、JIS Q 45100 (仮番) の審査及び認証を行う要員は、追加事項に関する専門知識を持ってその実践をできることが必要であるという力量要求を明確にするように JIS Q 17021-100 (仮番) を制定することとした。

### JIS Q 45100 (仮番)

#### JIS Q 45001 との構成比較、主な追加内容

箇条番	JIS Q 45001 のタイトル	JIS Q 45100 のタイトル	JIS Q 45100 追加内容

## 日本版 OHSMS 認証に係る推進会議推奨事項及び当面の活動方針

OHSMS 普及推進会議

平成 30 年 10 月 31 日

本推進会議は、ISO 45001 に基づく日本独自の OHSMS を適用した認定・認証スキームのあり方及び普及推進策を検討する場として設置されており、この目的に鑑み、スキームの運営等については以下の方針を推進会議の推奨事項として合意し、運用準備を開始する。

### 1. 認定・認証に係る推奨事項

ISO 45001 に基づく日本独自の OHSMS を適用した認定・認証に係る推奨事項を別紙の表に記す。

本推奨事項は、認定・認証審査の実績や社会ニーズの変化等に基づき本普及推進会議により見直しが検討され、変更となる可能性がある。

### 2. 本推進会議の活動方針

本推進会議は、スキーム運用開始にあたり、当面は次の事項にフォーカスした活動を行うこととする。

- ・上記 1. 推奨事項の運用動向や状況の把握、情報交換
- ・スキームに基づく安全衛生パフォーマンス情報の収集・分析（中長期）
- ・スキームの効果・検証、見直し（中長期）

以上

#### 決定・改訂年月日

平成 30 年 7 月 5 日 決定

平成 30 年 9 月 13 日 改訂

平成 30 年 10 月 31 日 改訂

別紙

ISO 45001に基づく日本独自のOHSMSを適用した認定・認証に係る推奨事項

番号	推奨事項	制定日 (改定日)
1	JIS Q45100、JIS Q17021-100を基準として採用し、マネジメントシステム認証に対するLAF/MLAに調印した認定機関の認定を利用する認定・認証スキームとする。	平成30年 7月5日
2	JISQ45100の審査を行う審査員に対し推奨される研修を「別添」とする。	平成30年 7月5日
3	JISQ45100の審査を行う審査員は、ISO/IEC17024の認定を受けた要員認証機関に登録された推奨事項2の要件を満たすOHSMS審査員とする、又は推奨事項1の認定機関の認定基準に推奨事項2の要件を採用する。	平成30年 9月13日
4	<p>JISQ45100の審査工数の決定は、IAF MD22:2018のAPPENDIX Bを基礎に決定されるJISQ45001の審査工数を参考にすることができる。JISQ45001の要求事項との差分の評価により審査工数の増加が見込まれるため、認証機関は、審査工数が審査の有効性、認証の信頼性※1を担保するための重要な要素である事を認識した上で、審査対象組織の属性やOH&amp;Sの取組状況、OHSMSの成熟度に応じて審査工数を適切に決定する。</p> <p>※1 審査工数の増加が審査対象組織に不当かつ過度な負担となってはならないが、一方で、工数の低減によりOHSMSのパフォーマンス向上の目的に対して不十分な審査という結果を招いてはならない。</p>	平成30年 10月29日

推奨事項

JIS Q 17021-100に基づくJIS Q 45100の認証に係る審査員の要件

1 「労働安全衛生マネジメントシステム審査員」の要件

(1) JIS Q 17021-10における「労働安全衛生マネジメントシステム審査員」の

要件を有すること。

実務経験年数に係る要件は、JISQ17021-10の「労働安全衛生マネジメントシステム審査員」の要件に委ねること。

(2) (1)の者であって、次の研修を修了していること。

科目番号	知識分野(番号は、ISO17021-100の項目番号を示す。)	属性	研修時間
1-①	JISQ45100の目的及び内容に関する知識(5.2)	必須	0. 5時間以上
1-②	JISQ45100の7.5.1.1に規定する手順及び文書化に関する知識(5.2)	必須	0. 5時間以上
2	労働安全衛生法、関連規則、指針、通達の一般的知識(5.5)	必須	6時間以上
3-①	危険性又は有害性等の調査及びその調査結果に基づき講じるべき措置(5.6.1 a))	必須	6時間以上
3-②	化学物質等による危険性又は有害性等の調査及びその調査結果に基づき講じるべき措置(5.6.1 b))	選択	6時間以上
4-①	JISQ45100の附属書Aの全般領域及び安全衛生共通領域のうち労働安全分野(5.6.1 c))	選択	6時間以上
4-②	JISQ45100の附属書Aの全般領域及び安全衛生共通領域のうち労働衛生分野(5.6.1 d))	選択	6時間以上
4-③	JISQ45100の附属書Aの健康領域の分野(5.6.1 e))	選択	6時間以上

注記1: 研修講師については、それぞれの知識分野について十分な知識・経験を有する者であること。

注記2: 研修教材については、それぞれの知識分野について学ぶために十分な範囲・内容のものであること。

注記3: 「必須」とされている知識分野は、全て必要であること。

「選択」とされている知識分野について、4-①、②、③のうち、少なくとも1つ

ISO 45001に基づく日本独自のOHSMS普及推進会議

以上の知識分野の習得が必要であること。

注記4：「研修時間」には、演習を行う時間を含んでもよいこと。

注記5：ISO45001認証のための、JISQ17021-10による審査員の研修において、1(2)

の研修科目と同等の内容を研修している場合は、当該時間について差し引いて差し支えないこと。

注記6：それぞれの「知識分野」について、次の資格を有する者であって、既に十分な知識を有すると判断される者は、次のとおり研修科目の一部を省略することができる。

資格	省略できる科目
ア 労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント	2
イ 労働安全コンサルタント	4-①
ウ 労働衛生コンサルタント（区分が労働衛生工学に限る。）	4-②
エ 労働衛生コンサルタント（区分が保健衛生に限る。）	4-③

注記7：過去5年間において、1(2)の研修科目のうち、同等以上の内容・時間を有する研修を修了していると認められる者は、当該科目を省略することができる。

注記8：過去5年間において、1(2)の研修科目のうち、同等以上の知識を要する経歴を有する者と認められる者は、当該科目を省略することができる。

以上

履歴

改訂No.	日付	発行元	
初版	2018.07.05	ISO 45001に基づく日本独自のOHSMS普及推進会議 事務局	

平成 30 年 7 月 30 日

北関東・甲信越ブロック内  
各支部長 殿

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会  
栃木支部長 秋葉 一好



## 第 21 回 北関東・甲信越ブロック会議予定のお知らせ

各支部におかれましては、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より、当支部活動に対しまして、ご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第 21 回北関東・甲信越ブロック会議は、栃木支部での開催で一泊会議となりましたので宜しくお願い申し上げます。

そこで、開催日時等のお知らせをすると共に、議題等を取りまとめたいと思いますので、下記によりご意見等を賜りたくお願い申し上げます。

### 記

#### ◆会議案内（概要）

- 1、日時 平成 30 年 9 月 28 日（金）会議 13:30~17:00（会議後に情報交換会）
- 2、場所 鬼怒川温泉ホテル（栃木県日光市鬼怒川温泉滝 545 0288-77-0025）

#### ▶とりまとめ準備のお願い

1、共通議題 各支部とも支部活動を補完するため等により、事業部会（業務部会、特別部会、安全衛生部会等）を設けていると思いますが、設置目的・活動状況等について発表をお願いします。未設置の支部の場合は、今後の予定等の発表をお願いします。

\* (A4 用紙 1~2 枚程度にまとめて、25 部を 9 月 5 日必着で栃木支部事務局へ郵送してください。間に合わない支部は、会議当日（9 月 28 日）に 25 部ご持参ください。)

2、特別議題 他支部の意見等を聞きたい等の事項があればお願ひします。

\* (A4 用紙 1 枚程度にまとめ、1 の共通議題とは別に 25 部作成し同封して下さい。)

3、出席予定者 出席予定者の氏名・役職を御連絡下さい。（書式任意）

\* (下記連絡先に FAX 又は E メールで、決定次第ご連絡ください。)

連絡先 栃木支部事務局 上野 勉 ☎321-4338 栃木県真岡市大谷台町 51-6  
携帯：090-3243-7444 自宅：0285-84-6227

E メール : t-moka-roukikai@juno.ocn.ne.jp FAX : 0285-82-6854

45001  
JIS 2018/09/28 発行予定

## ISO 45001 関連情報 (2018. 9. 10)

TC 283 国内審議委員会委員 五十石 清

### 1. ISO 45001について

#### (1) ISO 45001: 2018 の発行

ISO 45001: 2018は本年3月12日に発行された。JIS化は、厚労省管轄でISOの基本ルールに従い、ISO 45001の技術的内容及び構成を変えないように日本語訳とした「JIS Q 45001: 2018」が発行される。当初の予定では2018年5月～6月頃に発行される見通しと言われていたが、後述のJIS Q 45100等の関連する規格との同時発行を考慮して遅れている。2018年6月8日から8月6日までの60日間でパブコメ（日本工業規格の制定案に関する意見の募集）があり、現在は最終の用語の見直しを行っている段階で、近いうちに発行されると思われる。

なお、OHSAS 18001で認証取得している組織は、ISO 45001発行後3年でOHSAS 18001: 2007が失効するので、ISO 45001に切り替える必要がある。

#### (2) ISO/TC (Technical Committees) 283 委員会の設置

ISOの規格は、発行後、その見直しや関連する規格、技術書等の作成作業が必要となる。それらの作業を行うために、2018年5月1日付でISOにTC 283委員会が設置され、国内では規格協会が国内委員会事務局として担当することとなった。TC 283 国内審議委員会委員は、明治大学名誉教授の向殿先生が委員長となり、従来から規格作成で検討を行ってきたPC 283のメンバーが中心となり任命された。

TC 283の第1回国際会議は、2018年9月17日から英国・コベントリで開催される予定で、「ISO 45001 実践ハンドブック」「職場の心理社会的リスクマネジメントのための指針」等の作成について検討されることとなっている。なお、この国際会議には、規格協会及び中災防からの委員がエキスパートとして参加する。

### 2. JIS Q 45100の発行

労働安全衛生をめぐる法規制及び安全衛生水準は国によって格差があるが、ISO 45001: 2018は各国の状況に応じて柔軟に対応できるように作られており、日本が従来から目指している安全衛生の考え方・活動が十分に反映されていない。そのため、ISO 45001とは別に日本の国内法令との整合性を図るとともに、多くの日本の企業がこれまで取り組んできた具体的な安全衛生活動などを盛り込んだ規格「JIS Q 45100」を「JIS Q 45001」と一体で運用できるJIS要求事項」として定めることとなった。

JIS Q 45100は、上記のJIS Q 45001と同時にパブコメの募集があり、提出された意見を検討して、現在は最終的な修正等がなされている。

### 3. JIS Q 45001 及び JIS Q 45100の認証及び審査員

ISO 45001規格は認証を主目的としたものではないが、組織が認証を求めた場合はJIS

Q 45001だけの場合と、JIS Q 45001+JIS Q 45100の2本立てとなる。

JIS Q 45100単独の認証はない。

- 認証のための審査を行うOH SMS審査員（ISO 45001）は、その力量がISO 17021-10（JIS Q 17021-10）に定められ、日本規格協会が審査員登録機関として資格登録を行うことになった。その資格基準等が既に日本規格協会から発表されており、以下から参照することができる。  
[https://www.jsa.or.jp/jrca/jrca\\_seido\\_b7/](https://www.jsa.or.jp/jrca/jrca_seido_b7/)

公益法人日本適合性認定協会（JAB）等のIAF加盟認定機関からOH SMSの「認定」を取得しているマネジメントシステム認証機関に所属して、既にOHSAS等の審査員として審査経験のある人は、申請の期限はあるものの、該当するOH SMS審査員への直接登録も可能であるので確認されたい。

- また、JIS Q 45100の審査は、JIS Q 45001とは異なる力量が求められるので、その力量はJIS Q 17021-100に定められている。JIS Q 45100での取組みは、2.からもわかるように日本の安全衛生活動の内容が理解できないと審査はできないので、当会のコンサルタントの活躍の場となることが考えられる。労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルтанクトは必要とする研修の一部の省略が検討されており、最終的にはまだ決定されていないので、今後、フォローしていく必要がある。

#### 4. 関連情報について

規格協会及び中災防のホームページからも引き続きISO 45001関連情報として定期的に報告がなされているので下記の各ホームページを参照されたい。

- 1) 規格協会ホームページ

<http://www.jsa.or.jp/iso45001sp/>

- 2) 中災防ホームページ

<http://www.jisha.or.jp/iso45001/index.html>

以上

(案)

## 推奨事項

JIS Q 17021-100に基づくJIS Q 45100の認証に係る審査員の要件

## 1 「労働安全衛生マネジメントシステム審査員」の要件

(1) JIS Q 17021-10における「労働安全衛生マネジメントシステム審査員」の要件を有すること。

実務経験年数に係る要件は、JISQ17021-10の「労働安全衛生マネジメントシステム審査員」の要件に委ねること。

(2) (1) の者であって、次の研修を修了していること。

科目番号	知識分野(番号は、ISO17021-100の項目番号を示す。)	属性	研修時間
1-①	JISQ45100の目的及び内容に関する知識(5.2)	必須	0.5時間以上
1-②	JISQ45100の7.5.1.1に規定する手順及び文書化に関する知識(5.2)	必須	0.5時間以上
2	労働安全衛生法、関連規則、指針、通達の一般的知識(5.5)	必須	6時間以上
3-①	危険性又は有害性等の調査及びその調査結果に基づき講じるべき措置(5.6.1 a))	必須	6時間以上
3-②	化学物質等による危険性又は有害性等の調査及びその調査結果に基づき講じるべき措置(5.6.1 b))	選択	6時間以上
4-①	JISQ45100の附属書Aの全般領域及び安全衛生共通領域のうち労働安全分野(5.6.1 c))	選択	6時間以上
4-②	JISQ45100の附属書Aの全般領域及び安全衛生共通領域のうち労働衛生分野(5.6.1 d))	選択	6時間以上
4-③	JISQ45100の附属書Aの健康領域の分野(5.6.1 e))	選択	6時間以上

注記1:研修講師については、それぞれの知識分野について十分な知識・経験を有する者であること。

注記2:研修教材については、それぞれの知識分野について学ぶために十分な範囲・内容のものであること。

注記3:「必須」とされている知識分野は、全て必要であること。

「選択」とされている知識分野について、4-①、②、③のうち、少なくとも1つ

## ISO 45001に基づく日本独自のOHSMS普及推進会議

以上の知識分野の習得が必要であること。

注記4：「研修時間」には、演習を行う時間を含んでもよいこと。

注記5：ISO45001認証のための、JISQ17021-10による審査員の研修において、1(2)の研修科目と同等の内容を研修している場合は、当該時間について差し引いて差し支えないこと。

注記6：それぞれの「知識分野」について、次の資格を有する者であって、既に十分な知識を有すると判断される者は、次のとおり研修科目の一部を省略することができる。

資 格	省略できる科目
ア 労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタント	2
イ 労働安全コンサルタント	4-①
ウ 労働衛生コンサルタント（区分が労働衛生工学に限る。）	4-②
エ 労働衛生コンサルタント（区分が保健衛生に限る。）	4-③

注記7：過去5年間において、1(2)の研修科目のうち、同等以上の内容・時間を有する研修を修了していると認められる者は、当該科目を省略することができる。

注記8：過去5年間において、1(2)の研修科目のうち、同等以上の知識を要する経験を有する者と認められる者は、当該科目を省略することができる。

以 上

### 履歴

改訂No.	日付	発行元	
初版	2018.07.05	ISO 45001に基づく日本独自のOHSMS普及推進会議 事務局	